



令和7年 5月9日(金)
(2025年) 5月9日(金)
No. 16377 1部377円(税込み)

発行所

一般社団法人 発明推進協会

東京都港区虎ノ門2-9-1

虎ノ門ヒルズ 江戸見坂テラス

郵便番号 105-0001

[電話] 03-3502-5493

発明推進協会ウェブサイト <https://www.jiii.or.jp>

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年75,090円 6カ月39,165円
(税・配送料込み)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆中国知財の最新動向 第49回

最高人民法院による中国初の「反禁訴令」(AASI) (1)

☆オンライン知的財産セミナー(欧州特許条約における補正要件) (11)

中国知財の最新動向 第49回

最高人民法院による中国初の「反禁訴令」(AASI)

～HuaweiとNetgearの標準必須特許訴訟～

BLJ法律事務所

弁護士 遠藤 誠¹

I はじめに

「Anti-Suit Injunction」(ASI)²とは、実質的に同一の紛争が複数の国の裁判所に係属する並行訴訟において、一方当事者による外国裁判所での提訴等の司法的救済を禁止するという差止め命令をいう(中国語では「禁訴令」と呼ばれる)。また、一国の裁判所が出した「Anti-Suit Injunction」への対抗手段として、

「Anti-Suit Injunction」を受けた又は受ける可能性のある当事者が、さらに他国の裁判所でそれを差し止めるために、「Anti-Anti-Suit Injunction」(AASI)を求めることがある(中国語では「反禁訴令」と呼ばれる)。さらに、ASIの派生形として、「Anti-Enforcement Injunction」(AEI)というものもある。これは、当事者が外国の裁判所の命令又は外国の判決の執行をす



知的財産ビジネス支援の専門職集団
弁 理 士 法 人

太陽国際特許事務所

所長・弁理士 中島 崇晴

副所長・弁理士 坂手 英博*

副所長・弁理士 江口 和敬*

副所長(執行役)・弁理士 設楽 修一

【機械建築担当弁理士】

鈴木 愛将
福山 聡太郎
小幡 憲太
眞田 義都
飯島 都佑基
石川 貴俊
金井 貴俊
安藤 大文
杉浦 嘉文
武井 嘉文
藤澤 太郎

【電気電子担当弁理士】

藤田 健理
石田 好美

佐久間 顕治

山口 真紀
大古 奈奈
大島 明大
中田 宏達
橋本 雄一郎
益子 規人
藤原 直知
二舞 伊良
小近 伊良
岩井 拓
溝井 甲斐
高須 和彦
高田 和彦
山本 穂香

戸田 常雄

吉村 絹恵
宮本 美紀
【化学材料担当弁理士】
西山 崇
下田 津子
小林 貴貴
早瀬 美みか
長野 恒夫
前嶋 昌大
有村 和貴
上原 喜美江
立花 あい子
小倉 美代子
金子 祥史
花井 祥史

廣瀬 勝夫

飯島 大樹
【バイオ医薬担当弁理士】
山極 美穂
渡邊 裕子
村尾 招子
桐内 優子
宮澤 知愛
【商標意匠担当弁理士】
関島 昌子
野崎 彩香
堀野 唯生

【米国特許弁理士】

シェルドン・モス
チャド・ヘリンク
【中国弁理士】
蕭林 昭
孫桂江 雅倩
【韓国弁理士】
金李 峻河
李泳云 泳云
【弁護士・弁理士】
中野 浩和
【顧問】
加藤 和祥
福田 浩志

東京本部: 〒160-0022 東京都新宿区新宿4丁目3番17号
電話: (03) 3357-5171 (代表) ファクシミリ: (03) 3357-5180 (代表)
<https://www.taiyo-nk.co.jp> 相談・連絡用E-mail: info@taiyo-nk.co.jp
横浜オフィス: 横浜市 USオフィス: 米国バージニア州

*特定侵害訴訟代理業務付記